

後日回答となった質疑に対する回答

○総務常任委員会

問 東松山市立図書館設置及び管理条例が改正されたが、図書館協議会の委員の任命基準はどうか。

答 平成 23 年 8 月 30 日公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、図書館法の一部改正が行われた。

これを受け、平成 23 年 12 月 1 日に、図書館法施行規則の一部を改正する文部科学省令が公布され、地域の実情に応じ地方公共団体が条例を定めるに当たって参酌すべき基準として「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。」が定められた。

当市においては、今回の条例改正に伴い、東松山市立図書館設置及び管理条例の第 14 条 3 項の規定に基づき、「図書館協議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。」とした。